

令和5年第4回阿波市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和5年12月11日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 黒川理佳	3番 野口加代子
4番 竹内政幸	5番 原田健資
6番 武澤豪	7番 北上正弘
8番 後藤修	9番 坂東重夫
10番 藤本功男	11番 笠井安之
12番 中野厚志	13番 笠井一司
14番 檜原伸	15番 松村幸治
16番 吉田稔	17番 木村松雄
18番 阿部雅志	19番 原田定信
20番 三浦三一	

欠席議員（1名）

2番 檜原浩二

会議録署名議員

5番 原田健資 6番 武澤豪

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
副市長 木下修一	教育長 高田稔
企画総務部長 坂東孝一	市民部長 岩野竜文
健康福祉部長 稲井誠司	産業経済部長 森克彦
建設部長 高田敬二	水道部長 吉岡宏
教育部長 森友邦明	企画総務部次長 大倉洋二
危機管理局長 小松隆	市民部次長 古川秀樹
健康福祉部次長 笠井孝彦	産業経済部次長 岡本正和
建設部次長 笠井和芳	教育部次長 佐藤正彦
教育部次長 酒巻達也	吉野支所長 住友勝次
土成支所長 鈴田直城	阿波支所長 大塚清

農業委員会事務局長 相原 繁喜

水道部次長 吉成 永吾

財政課長 藤井 信良

監査事務局長 坂東 明

会計管理者 川人 啓二

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 大 森 章 司

事務局議事総務課長 松 永 祐 子

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

議事日程

- 日程第 1 市政に対する一般質問
- 日程第 2 議案第 7 3 号 令和 5 年度阿波市一般会計補正予算（第 7 号）について
- 日程第 3 議案第 7 4 号 令和 5 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 4 議案第 7 5 号 令和 5 年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 5 議案第 7 6 号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 7 7 号 土成健康センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 7 8 号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 7 9 号 阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 8 0 号 土柱休養村センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 8 1 号 阿波市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 8 2 号 阿波市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 8 3 号 阿波市特別会計条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 8 4 号 阿波市農業集落排水施設設置事業分担金徴収条例の廃止について
- 日程第 1 4 議案第 8 5 号 土成健康センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 5 議案第 8 6 号 阿波市放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第 1 6 議案第 8 7 号 土柱休養村センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 7 議案第 8 8 号 土成地域資源活力工房の指定管理者の指定について

(日程第2～日程第17 質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（笠井一司君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（笠井一司君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回に引き続き行います。

まず初めに、15番松村幸治君の一般質問を許可いたします。

15番松村幸治君。

○15番（松村幸治君） 15番松村幸治。ただいまより一般質問をさせていただきます。

今回は3問の質問をさせていただきますが、まず1問目に阿波市の市営住宅について質問をいたしたいと思います。

この質問に先立ちまして、産業建設常任委員会におきまして先進地への視察に行っていました。非常に有意義な勉強をしまして、阿波市においても新築住宅の計画もまた今後もあるかと思いますが、人口減少に歯止めがかからない本市の状況を踏まえましての質問でございます。

このまま新築住宅を建て続けると阿波市の財政もそのうち逼迫してくるだろうと思ひまして、これに関して私も市営住宅というものが率にして90%以上福祉目的であり、BバイC、費用対効果だけを考えていくものではないということも重々承知をしております。

そこで、新築住宅計画の一番近い案件に対してその計画戸数と、それに際するアンケートもなさっていると思うんですが実際に入居したいとおっしゃる住民のアンケートは実施をしたのか、またその結果について答弁をいただきたいというのが1点。

次に、先進地で行われている民設公営方式、これは民間に住宅建設をお願いしてそれを市が借り上げるという方式であります。この方式についての市側としての見解は。そして、それ以外に既存の民間のアパート等を利用するというものについての市の見解はということについて、直接建設方式、これは市が今やっている方式でございますが、それ以外の

借り上げ公営住宅方式について前向きに考えていただきたいと思うことを込めて、また考えなければならないということを踏まえて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） おはようございます。

松村議員の一般質問の1問目、阿波市営住宅について、今後の新築計画についてのご質問に答弁させていただきます。

本市では、市営住宅の効率的かつ円滑な更新とライフサイクルコストの縮減を図るため、中・長期的な建替事業方針などを定めた阿波市公営住宅等長寿命化計画に基づき順次統合建替事業を進めており、今後の計画としては既存の古い住宅10団地79戸を集約対象団地として除却し、1団地48戸へ建て替える計画が位置づけられております。

一方、長寿命化計画では建替工事への着手は計画の中間見直しにおいて実施時期や建て替えボリュームを再判断することとなっていることから、集約対象団地の現入居世帯にご意見を伺うため、本年8月に意向調査を実施しました。

その際、今後の入居の意向についてお伺いしたところ、このまま今の住宅で生活していきたいと回答した世帯が20世帯と最も多く全体の約7割を占めており、続いて市が新しい住宅を建設した場合そこに転居したいと回答した世帯が8世帯、市が民間のアパートを借り上げた場合そこに転居したいと回答した世帯がゼロ世帯、その他が1世帯となっております。

今回の調査結果も踏まえ、今後の市営住宅の供給についてさらに検討を進める必要がありますが、地域における住宅事情や本市の財政事情などを勘案し、直接建設方式のみでなく民間の資本を活用した借上公営住宅方式なども含め、多様な市営住宅供給方式について調査研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 松村幸治君。

○15番（松村幸治君） ただいま建設部長より答弁をいただきました。

既存の古い住宅10団地79戸を集約対象団地として除却し、1団地48戸を建設する計画があるとのことでした。しかし、これに対してのアンケートでは新しい住宅よりも今の住宅で生活していきたいとの回答が約70%ということでした。市が新しい住宅を建設した場合そこに転居したいと回答した世帯が8世帯です。

何度も申しますが、人口減少に歯止めがかからない阿波市において多額の経費を出費し

てまでもこの計画を実施するのかということ、これをもう一度よく考えていただいて、阿波市の将来の財源も踏まえて計画の再考をお願いをしたいと思っております。

これに関して、先ほど答弁の中で市が借り上げた新しい民間の住宅、それがゼロというような回答もございましたが、これは多分家賃とか例えば補助が市から幾らあって実際幾ら必要か、入居するのに、そういうことまで細かく説明されてはなかったと思うんです、これに対しては。またそういうことも、例えば市が借り上げた住宅に転居してもらう場合には今までと変わらないような家賃で住めますよとかそういうふうなこともまたアンケートのときにやっていただいて、市民の方にもできるだけ賛同していただいて、そういう方法で市民の理解も得てそういうふうな方向にやっていけたらなと思っておりますので、計画のまた再考もお願いをいたしまして、阿波市営住宅のこの質問は今回はこれで終わりたいと思います。

次に2番目の質問として、宮川内ダムについて質問をさせていただきます。

宮川内ダムについてというと、質問自体がぼやっとしてこの議員は一体何を言いたいのかと思われるかもしれませんが、ダムの目的には治水、洪水の調整とかんがい、この2つが日本中のダムの目的の中で最も多い目的であると思っております。

そこでまず、宮川内ダムの現在の利用目的についてをお伺いをしたいと思えます。答弁よろしくをお願いします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 松村議員の一般質問2問目、宮川内ダムについての1点目、現在のダム利用の目的はとのご質問に答弁をさせていただきます。

宮川内谷川は阿波市、上板町、板野町を流れ、最終は旧吉野川に注ぐ流路延長19キロメートル、流域面積75.7平方キロメートルの河川です。本河川は川幅が下流部ほど狭いため洪水被害を受けやすく、早くから治水が要望されてきました。また、扇状地形のため河川水は山地を離れると伏流水となり、かんがい期には下流地区の水田はしばしば干ばつに見舞われてきました。

これらの問題を解決するため徳島県は宮川内ダムを建設し、現在も洪水調整やかんがい用水の供給の役割を担っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 松村幸治君。

○15番（松村幸治君） 何のためにこのダムがあるのかという質問をしたら、そうい

う答弁になろうかと思えます。

ただいま答弁をいただきまして、宮川内ダムの目的も治水、洪水調節とかがんがいが目的であるという答弁をいただきました。

今回私が質問させていただく要点として、答弁にもありましたように、本河川は川幅が下流ほど狭いために洪水被害を受けやすいということでもあります。私の地元であります吉野町五条楠ノ本地区におきましては台風と大雨のときに限りダムを放流いたしますので、ダムが害にしかかってないということでもあります。

ここは水量の多いときには、私も地元から電話がありまして参りましたが、堤防の上から手が洗えるくらいまで水位が上がります。堤防の外側、これ南側になるんですが、水が噴き出し、水路が満水となり、水がその水路からあふれて恐怖でしかありません。私も何度か現地に参りましたが、本当に身が震える思いでありました。

そこで、質問と要望でございますが、上板町との町境まで堤防を一度調査していただいて、超音波とかいろんな方法で堤防の中が空洞になっていないかとかそういう調査の方法もあるんですが、そういう調査をしていただいて住民の安心のために補強策として、私の要望でございますが、堤防をせめて幅1メートル高さ50センチ程度ほど堤上道路を改修してほしいという要望でございます。

以上のことを要望も込めて再問として部長にもう一度答弁をお願いをいたしたいと思えます。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 松村議員の一般質問の2問目の再問、吉野町五条楠ノ本地区の堤防補強についてのご質問に答弁させていただきます。

議員ご質問の宮川内谷川は徳島県が管理する一級河川であることから、管理者である県東部県土整備局吉野川庁舎が安全な河川断面を確保するため、計画的に宮川内ダム付近から下流に向け即効性の高い樹木伐採や除草を実施していただいております。

議員お話しの楠ノ本地区の堤防は、宮川内谷川に架かる宮川内谷橋南詰、右岸を起点とした上板町までの区間で、県において現地の確認をしていただいたところであり、まずは流路断面の確保に向けた樹木伐採を進めていただけるよう要望してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 松村幸治君。

○15番（松村幸治君） ただいま部長の答弁において樹木伐採や除草をという答弁をい



いただきました。

この質問において私が申し上げたかったことは、宮川内ダムの下流域において害にしかかってないということであります。北岸用水の完成によりかんがい用の水はほとんど利用もなく、逆に台風等の大雨のときに限りダムを放流いたしますので、本当に害にしかかっていないという印象が強くなります。

堤上道路のかさ上げ、また1メートル程度の幅員の拡大を県に対して要望することをまた強くお願いをいたしまして、この件の質問は今回は終わります。

次に、最後3問目の質問として吉野町東部地区の道路状況について質問をさせていただきます。

今回は吉野町東部地区ということで質問してありますが、質問初日の日に三浦議員も吉野町のアスファルト、道路状況について質問をされました。まさしくそのことについてまた一緒に質問をしたいと思えます。

その中で、阿波市内でアスファルト、グレーチング等が最も劣化していると思えますが、今後の対策についてということの質問でございます。

吉野町東部地区では、旧町時代の同対事業で道路側溝整備が終了し、約50年が経過しております。現在の状況はアスファルト、側溝のグレーチング等が阿波市の中で、私も見てまいりましたが最も悪いと思われまます。最近特に子どもやお年寄りがつまずくような事例が多発をいたしております。

舗装の部分的な修理、私の友達にも聞いたんですけれども、部分的に四角く補修しますのでこれ岩おこしと言うらしいんですよ、岩おこしご存じですね、ああいうのが道路のところに点々と補修をされておるということで、その岩おこし自体ももう凸凹になっている状況でございます、阿波市の道路補修の重点地区としてこのたび特に東部地区をお願いしたいと。私、見まして、予算額でいいますとそんなにたくさんのお金もかからないんです。年間できましたら約3,000万円程度で5年間ぐらい補修を行っていただくことによつて阿波市のほかの地区と同等の道路状況になるのではないかと考えております。

これについてまず最初に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 松村議員の一般質問の3問目、吉野町東部地区の道路状況について、阿波市内でアスファルト、グレーチング等が最も劣化していると思うが今後の対策についてのご質問に答弁させていただきます。

市が管理する市道の総延長は約1,078キロメートルであり、そのうち約9割が舗装道となっており、吉野町においては市道延長が約158キロメートルでこのうち約93%が舗装道となっております。舗装につきましては、職員が現地調査を実施し、安全性、老朽度合い、利用状況、修繕箇所の範囲の規模や路面状態の健全の度合いなどを考慮し、優先順位をつけ、順次対応しております。

議員ご質問の地域につきましては合併以前に舗装工事を実施した路線が多く、完成後一定の期間が経過していることから施設の老朽化も進んでいることを認識しており、舗装及びグレーチングも含めた道路構造物の状況について現地調査を行い、詳細な状況を確認し優先順位をつけ計画的に対応してまいりたいと考えております。

今後も引き続き、市民の皆様が安全・安心して利用できる市道管理に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 松村幸治君。

○15番（松村幸治君） ただいま部長より答弁をいただきました。

私も現地をこの質問をする前から何回も見てまいりまして、特に東のほう、上板町との町境、東のほうほど状態が悪く、補修が急務であると思っております。できるだけまた予算を組んでいただいて、多分今言うたらもう当初には間に合わないとか、当初の予算は11月で終わってるとか言われると思います。私はしつこいんで、また足らなんだら、特にこの部分はまた補正でもどなんぞ少しでもしてくれとか要らんこと申すと思うんですけども、また部長もまた頑張ってください、一緒にまた現地も見て回っていただいて、早急に事業にかかれることをお願いいたしまして、私の今回の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（笠井一司君） これで15番松村幸治君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番樫原伸君の一般質問を許可いたします。

14番樫原伸君。

○14番（樫原 伸君） 14番、志政クラブ樫原伸です。

ただいま議長の許可をいただきましたので、教育行政、そして農業振興の2点、質問させていただきますけども、元議員が傍聴席においでまして、非常にやりづらいんですけども、気を取り直して頑張っまいります。

第1問目は就学前健診についてであります。正確には、就学时健康診断について質問します。

私には孫が5人おりまして、4番目の孫がこの秋就学前健診を受けました。担当校医が後輩でしたので、孫の様子を聞いてみましたら、樫原さんのお孫さん、ちゃんと自分の名前も言えて受け答えもしっかりしてましたよと言われてまして、一つのことに夢中になったら人の言うことを全く聞かない、そういった性格を心配してたんですけども、何とか杞憂に終わりました。

そのとき、後輩は耳鼻科が専門でしたけども、最近、言語面で自分の名前を言えない子どもが多く見受けられると、このようなことを言っていました。そのことに関しては、私も議員として、また文教厚生常任委員として、学校訪問の機会が一般の方より多いものですから、各学校の概要説明を受けて感じるのは特別支援学級の多さです。

もちろん阿波市では、そういった障害のある子どもに通常の学級、また特別支援学級といった、一人一人の教育的ニーズに応える切れ目のない支援体制を構築していますが、できるだけ早く子どもの健康状況を把握することは大事だと思います。

学校保健安全法第11条では、小学校に就学させるべき者で当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならないとあります。今阿波市で実施されている健康診断の内容と、同法では、教育委員会は健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言等を行いとあります。そうした対応についても併せてお聞きします。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 樫原伸議員の一般質問の1問目、就学前健診についての1点目、就学前健診の内容と対応について答弁させていただきます。

就学前の健康診断につきましては、学校保健安全法第11条の規定に基づき、幼児が健康で楽しい学校生活を送れるよう健康状態を把握し、保健上必要な助言等を行い、入学の準備をしていただくために実施しております。健康診断の対象者は、就学前の幼児で、阿波市に住所を有し、来年度小学校に入学する幼児となります。健診項目は、内科、歯科、

眼科、耳鼻科検査となっております。例年、9月から11月上旬に健康診断を実施し、未受診者には再度通知を行い、12月までに受診していただいております。健康診断終了後には健康診断結果を作成し、保護者と小学校にお知らせし、診断結果によっては保護者の方に対して専門医への受診を勧めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 榎原伸君。

○14番（榎原 伸君） 今の答弁で就学前健診の流れ、これは分かりました。

その中で、健診内容については身体検査が主なように受け止めました。確かに難聴などの障害が分かれば専門医の治療を受けることができると思いますが、保護者が最も気がかりな言語面や発達面などの検査体制、これはどうなっているのか答弁にありませんでしたので、再問させていただきます。

阿波市では国の定めた1歳、3歳健診と、阿波市独自に2歳健診を実施しているようですが、その後は6歳でのこの就学前健診までありません。早期に心身の異常や気になることが分かれば、早い段階で必要な治療や支援を受けることができますので、阿波市独自でとなれば様々な問題もあろうかと思いますが、空白のこの4歳、そして5歳に健診機会を設けてはどうでしょうか。答弁を求めます。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 榎原伸議員の一般質問の1問目の再問、4歳児から5歳児の健診を始めてはどうかのご質問について答弁をさせていただきます。

現在の母子保健法では、1歳6か月から1歳8か月頃に行う1歳6か月児健診と、3歳6か月から3歳8か月頃に行う3歳児健診が義務づけられておりますが、本市では、市独自に乳児健診及び2歳児健診を行っております。就学までに行われる健診としましては、3歳児健診が最後の健診となるため、全ての子どもたちの状況を把握するよう努めております。各幼児健診受診後に、身体面で気になる子どもには専門医療機関の受診を勧めており、特に、阿波市独自に、発達面が気になる子どもには発達専門医による発達相談を行っております。加えて、言語面が気になる子どもには言語聴覚士による言語精密検査、行動、情緒面が気になる子どもには公認心理師による療育相談を二次検査として行い、必要に応じて、早期段階で訓練や児童発達支援事業につなげるなどの対応を行っております。その後においても、担当の保健師が就学までフォローアップを継続しております。

議員お話しの4歳児から5歳児の健診につきましては、おおむね3歳児健診の段階で子

どもの健康状態等の確認ができていることに加え、本市が取り組んでいる3歳児健診後のきめ細やかなフォローアップの状況などを踏まえ、集団での健診の必要性については今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 樫原伸君。

○14番（樫原 伸君） 就学までに行われる健診で、3歳児健診、これが最後というのは同じ認識でした。そして、阿波市では3歳児健診が最後となるために、身体面で気になる子どもには専門医療機関を勧めて、発達面で気になる子どもには発達専門医による発達相談を行っている、この取組は阿波市独自だそうです。言語面が気になる子どもには言語聴覚士による精密検査を、行動や情緒面が気になる子どもには公認心理師による療育相談を二次検査として行っているとのことでした。その後においても、担当の保健師がフォローアップを継続して行っているのです。4歳、5歳での健診については、部長、検討するにとどめたい、このように私は受け止めました。

ただ、3歳児といえばまだまだ幼いと思います。幾ら保護者が付き添っても、白衣を着た専門医や看護師に取り囲まれてしっかりと受け答えができるとは思えませんので、その点は少し疑問が残りましたが、そこまで部長が自信を持って言われるのであれば、4歳、5歳の健診を始めてはどうかという質問はこれでおきますが、答弁にありましたきめ細やかなフォローアップ体制をしっかりと注視していきたいと思います。

また、答弁にはありませんでしたが、健診に当たる専門医の確保には苦労があると思います。数少ない専門医の確保には、医療機関や専門医との信頼関係が重要ですので、部長には、日頃からそういった信頼関係構築への努力をお願いして、次の質問に移ります。

質問の2番目、食農教育について、その1番目は表彰制度の創設であります。

食農教育については、さきの令和5年第3回定例会の一般質問でお聞きをしました。森友部長からは、本市は食育を基盤とした知・徳・体の調和の取れた生き抜く力の育成を教育目標に掲げ、農業体験では、低学年、また中学年ごとに作物を選定して行っております。そして中学校になると、実際に農家の方の家で農業体験をしている学校もあるようです。さらに私も地元小学校での小麦作りからうどんの実食を行っている、こういった例も紹介されました。

ただ、こうした取組はほとんどの教育委員会が行っていますので、別段取り立てるつもりはありません。特筆すべき取組は、A w a 産 O u r 消 M y メニューコンテストです。こ

の内容は、小・中学校の全児童・生徒に阿波市産の農産物を2つ以上使用した給食向けのメニューを応募してもらい、金賞をはじめ15の賞が設けられているようです。私がすばらしいなと感じたのは、入賞作品の一部は学校給食やアエルワ食堂で提供されるという点です。こうした優良事例を取り上げて、広く発信、共有することで、食農教育のより一層の活性化につながると思いますので、現行の表彰制度に加えて、農業団体であるJAグループなどと連携協定を結び、選考ポイント、食と農業への関心や理解を促進する効果的な取組かどうか、また持続可能な開発目標SDGsに対応しているか、そういった審査ポイントを設けた表彰制度を創設してはどうでしょうか。教育委員会にお考えを聞きたいと思います。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 樫原伸議員の一般質問の2問目、食農教育についての1点目、阿波市独自の食農教育表彰制度を創設してみてもどうかについて答弁させていただきます。

阿波市では、夏休み期間に市内の児童・生徒から阿波市産農産物を利用した給食献立を募集し、入賞作品については実際の学校給食として提供するなど、学校給食を活用した食育を推進することを目的としてAwa産Our消Myメニューコンクールを開催しており、今年で8回目を迎えております。コンクールで入賞したメニューは学校給食で提供するほか、アエルワ食堂においても提供しております。今年度も、小・中学校の児童・生徒から554点の応募があり、阿波市産農産物を2品以上使用し、創意工夫されたメニューの中から2次審査を行い、金賞、銀賞、銅賞をはじめ、15点のメニューを表彰したところです。また、表彰に際しましては副賞として毎年、JA夢市場から野菜の提供をいただいているところでございます。

議員お話しの食農教育表彰制度につきましては、現在実施しているAwa産Our消Myメニューコンクールなどの活用も視野に、食農教育の視点から新たに表彰できる仕組みが可能かどうか検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 樫原伸君。

○14番（樫原 伸君） すいません、まとめに入る前に議長、私、「Awa産Our消Myメニューコンテスト」と言ってしまいましたけども、今、部長の答弁にあるとおり、「Myメニューコンクール」でしたので、訂正をお願いします。

阿波市が主催のAwa産Our消Myメニューコンクールへのこだわり、これは感じました。現行の表彰制度をグレードアップする、これは大いに結構ですが、阿波市全体での取組にぜひ進化させるためにも、外部団体と連携しての表彰制度を創設していただきたい。教育長、この表彰制度には表彰状と記念品しかかかりませんので、あと必要なのは教育長の英断です。よろしくお願いします。

2問目、食農教育において、手作り体験、お弁当作りを取り入れてはということをお聞きしたいと思います。

皆さん食育教育、これは聞いたことあると思いますが、食農教育って何と思われる方がいるかも分かりません。一般的な食育教育に加え、それを支える農業や地域、自然との関わりにも注目し、様々な形の農業活動、体験、また知ることによって、これらが担う価値を学ぶものです。食と農、この目に見えないつながりを学ぶことにより、命の大切さをはじめ、自然を思う心や親子の絆、また自分で考える力、これが食農教育の目指すものです。こうしたことを学び、養うには、料理体験、とりわけお弁当作り、これが最適ではないかと思っております。私だけかも知れませんが、食農教育において調理体験、お弁当作りを積極的に取り入れてもらいたいのですが、教育委員会の見解をお聞きします。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 榎原伸議員の一般質問の2問目、食農教育についての再問、食農教育において、手作り体験、お弁当を取り入れてはどうかについて答弁させていただきます。

本市では各校の地域の実態に合わせて、様々な特産物を栽培している農家の方々やJA、土地改良区の方々のご協力により、食と農業をつなげた学習が進められております。農業体験につきましては、各小学校でミニトマト、キュウリ、ヘチマ、レタス、ゴーヤ、米、小麦、カボチャ、ナス、芋などの栽培を行っています。実際に作ったものを学校で調理して食べているものには、餅料理、パットライス、うどん、育てた野菜を使ったピザなどがあります。家庭科の調理実習としては、小学校では、みそ汁と御飯、ホウレンソウのバターいため、卵やジャガイモを使った料理など、中学校では、リンゴジャムや豚汁、保育実習に持っていく幼児のお菓子などを作っています。そのほか、総合的な学習の時間やクラブ活動の中で、地域の伝統的な料理やお菓子作りなどを行っています。

議員お話しの子どもたちによるお弁当作りについては、それぞれの学校が地域の実態に応じて地域の方々にご協力をいただきながら食についての手作り体験を行っていることに

加え、ご家庭でのご理解、ご協力も必要となることから、今後、各学校の状況に応じて検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） 農業体験の実例、また調理実習の内容説明の後に、お弁当作りに関しては家庭での理解やまた協力が必要なので検討してまいりたいとの答弁に聞こえました。

私もこの質問に関しては、弁当を持ってこれない家庭もある、また小学生に食材の買い出しから調理を1人でやらすのは無理だといった保護者からの反対の声が上がるのも承知しておりますが、何度も言いますが、お弁当作り、これは食べ物を選ぶ力や食べ物の味が分かる力、また食べ物の命が感じられる力、料理をする力が養われます。こうしたことを受けて、お弁当を作って持ってくる日、お弁当の日は全国的に広がっております。こども、高田教育長、食育を基盤とした知・徳・体の調和の取れた生き抜く力を理念に掲げておられます。阿波市においても、お弁当の日への英断、期待しておりますので、よろしくをお願いします。

最後に、学校給食の給食費についてお聞きします。

私は、食習慣の基礎また基本を学ぶ格好の場が学校給食だと思っています。栄養士さんが、子どもの発達に合わせて健康維持を意図した心の籠もった献立を工夫してくれています。阿波市は300種類という豊富な献立、特に地元産の旬の食材をふんだんに使い、郷土食、例えば、皆さん知ってると思います、ならえなども取り入れて自然や文化に触れるよう工夫がされていて、これは保護者からも、また子どもたちからも大変人気があります。

その給食費をめぐって、義務教育というのなら国が負担すべきだ、いや、学校給食法では食材費負担とうたわれているのだから保護者負担が当たり前だ、こう様々な意見が飛び交っております。昨年、全国1,741の自治体の中で、給食費を無償化したのは451だそうです。17年度の無償化自治体は74、それからすると6年で約6倍以上増えたこととなります。この背景には、給食関連でも使えるようになった新型コロナウイルスの感染症対策地方創生臨時交付金の活用があり、特に少子・高齢化が加速する地方の自治体が、子育て世帯やその予備群世帯に住んでもらうために、医療費の無償化や給食費の無償化を競って打ち出した結果だろうと思います。



私は、この給食費については、基本的には保護者が負担すべきと考えております。この理由の一つは、親が親の義務、また責任を果たした、このあかしとしても、給食費は親が払うべきと考えております。そしてもう一つは、完全無償化に踏み切った自治体の給食内容、全部調べたわけじゃないですけども、非常に不評だと聞いております。先ほど申し上げました阿波市の大人気の給食、この給食提供が難しくなるのではないかと考えるからであります。

以上、私の給食費の持論を展開しましたが、そうはいつでも今の子育て世帯、経済的に大変だろうと思います。そうした現状からも、子育て世帯からすると完全無償化を大いに期待していると思いますので、私は、完全無償化ではなく一部負担とか第2子以降無償といった折衷案を盛り込んだ軽減策について、教育委員会のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 樫原伸議員の一般質問の3問目、学校給食についての1点目、給食費の軽減策について答弁させていただきます。

阿波市の給食費は、合併時、平成17年度は1食当たり小学校240円、中学校260円でしたが、消費税率の改定やその後の物価高騰を受け、令和2年度から小学校277円、中学校301円となっております。

しかしながら、近年の物価高騰の影響が長期化する中で、給食の食材調達にも影響が及んでいます。この影響については、保護者の負担を求めることなく、令和4年度においては国の交付金を活用して物価高騰分を支援しており、令和5年度においても継続しております。しかし、物価高騰は現在も続いており、これまでの額の負担では今後の食材調達が困難な状況となることが考えられることから、現在保護者の方の代表であるPTA役員も参加する学校給食センター運営委員会において、さらには教育委員の方にも議論していただき、改定についての作業を進めているところでございます。一方で、この物価高騰による子育て世帯への経済的影響についても十分認識しておりますことから、当初予算編成においては、給食費の改定と合わせて保護者の方の負担軽減についても検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 樫原伸君。

○14番（樫原 伸君） 令和2年からは小学校が277円、中学校301円、この給食

費も最近の物価高騰を受けて価格改定せざるを得ない状況の中で、阿波市においては交付金を活用して、令和4年度、昨年は据え置き、そして今年度も継続して物価高騰分の支援を継続しているとのことですので、なるほど、物価高騰分を支援するという方法もありかなと思われました。

ただ、この交付金が切れる24年度からは、各自治体で温度差が出てくるのではないかと心配しております。給食費の改定と合わせて保護者の方の負担軽減についても検討してまいりますと、部長、おっしゃった限りは、負担と給付のこのバランスの取れた対応をお願いして、次の農業振興について質問させていただきます。

阿波市の地球温暖化対策についてお聞きしたいと思います。

今師走を迎えて、この週末からは厳しい寒さになると予想されておるようですが、ところで皆さん、この夏の暑さを覚えておられますか。夏は暑いものですが、この夏、熱中症にかかり緊急搬送された人は6万人以上で、昨年よりも1万人近く増えたそうです。熱中症アラートは出っ放しで、テレビからは、命に関わる暑さ、不要不急の外出は控えてください、この物々しい呼びかけをされておりました。こうした異常気象に加えて8月に発生した台風6号や7号で分かるように、温暖化により海面水温の上昇で勢力が年々強くなり、死傷者も出るほどの風水害となっております。止まらぬ温暖化を国連の事務総長は、地球温暖化ではなく地球沸騰期だと、こういう表現をして警鐘を鳴らしております。

我が国においても、気象変動による影響が至るところで見受けられています。安全に暮らせる環境を守るには、気温上昇の引き金となっているCO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出量をいかに減らすかが問われています。世界中がこれまで取り組んでいる低炭素社会の実現では足りず、一步進めて、CO<sub>2</sub>の排出を実質ゼロにする、この実質ゼロとは、人為的に大気中に排出されるCO<sub>2</sub>の量と森林などが吸収するCO<sub>2</sub>の量との均衡が図れた状態を意味します。皆さんもよく耳にするカーボンニュートラル、このカーボンニュートラルとは、地球温暖化を防止する、世界中で取り組まれている脱炭素社会への取組です。当然この問題は世界規模で論じられて取り組むべきものですが、私は今回、阿波市の地球温暖化対策についてと通告しておりますので、阿波市の農業分野における温暖化対策についてお聞きしたいと思います。

日本の排出量は12億トン、CO<sub>2</sub>換算ですが、農林水産分野では4,747万トン、率にして約4%と小さい数字ですが、こうした農業分野からの排出の内訳、時間の関

係で詳しくは申し上げませんが、この脱炭素は、基幹産業の農業からも進めるべきです。地球温暖化防止を図るための緩和策、地球温暖化がもたらす将来の影響に対処する適応策、この両面にわたって阿波市ではどのように取り組んでいくのか、また取り組んでいこうとするのかお聞きします。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 榎原伸議員の一般質問の4問目、阿波市の地球温暖化対策への取組について、農業分野における緩和策、適応策は実行されているかについて答弁をさせていただきます。

国は、2020年10月に、世界的な問題である地球温暖化対策への対応として、温室効果ガス排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指す宣言をいたしました。これを受け、農林水産省では2021年5月に、我が国の食料、農林水産業の生産性の向上と持続性の両立をイノベーションで実現する戦略として、みどりの食料システム戦略を策定しております。このことから本市では、今年3月に策定いたしました第3次阿波市農業振興計画の中で、みどりの食料システム戦略の目標達成に向け、農業と環境の共生を基本方針に掲げ、環境負荷低減に向けた有機農業などの取組を積極的に推進しているところでございます。

議員ご質問の農業分野における緩和策、適応策についてでございますが、初めに緩和策といたしましては、現在、温室効果ガスの排出削減の効果がある生分解性マルチの普及や、土中に炭素貯留の効果がある有機質肥料の普及などに取り組んでいるところでございます。適応策につきましては、国は猛暑などの影響により2023年産の米の1等米比率が過去最低となり、地球温暖化の影響が確認されたことから、高温対策技術の導入や高温耐性品種への転換等を推進していくとしており、本市では国の方針を踏まえながら効果的な対策を講じてまいります。今後本市といたしましても、農業分野の地球温暖化対策にしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 榎原伸君。

○14番（榎原 伸君） 環境負荷低減について、これは国が策定したみどりの食料システム戦略に掲げている有機農業の取組、これを積極的に推進していくと言われました。

そして、緩和策の具体例としてですが、温室効果ガスの削減効果がある生分解性マルチ、また土の中に炭素貯留効果がある有機質肥料、こうしたものの普及に取り組んでいる

と。そして、適応策の具体例としては高温対策技術、具体例と言いながらどういうものかは聞けませんでしたけども、恐らく水管理の技術、そういったものではないでしょうか。そして、高温耐性品種への転換というのは品種改良のことだろうと思います。

いずれにしても、国の方針、国の予算動向を注視しながら取り組むようですので、この地球温暖化対策は国主導になると思いますが、私からの要望は、阿波市においては環境保全と食糧生産に加えて、ぜひ収益性、これの収益性に取り組むことも加えていただきたいと要望しておきます。

そして、いよいよ、私のライフワークであります。

阿波市の農業振興について、1問目は農産物の価格転嫁についてです。

この価格転嫁については、これまでずっと質問したいと思っていました。農業団体JAのトップに農産物の価格転嫁について調査したところ、全くできていない、小幅にできているが不十分、この2つを合わせると99.4%です。そして、特に価格転嫁が必要と感じる品目については、野菜が81.8%、次いでお米72.6%、私もお米の製造卸売会社にいましたのでこのお米に関してはよく分かるんですが、流通が複雑で、価格は需給で決まりやすい、こういった品目が上位を占めているようです。農水省でも、農政の憲法とも言える食料・農業・農村基本法の検証部会に見直しを求め、国民一人一人の食料安全保障の確立に向けて、これ政府の言葉を借りて言うなら、適切な価格形成に向けたフードシステムの構築を検討すべきと提示しております。農産物価格への法制化に期待が高まります。

ただし、皆さん、食糧管理法時代の生産者米価、この言葉ご存じですか。米の再生産を確保するため、米の売渡価格の算定に当たって、生産費、また所得補償方式が用いられて、当時は、農家の保護育成の観点からは非常に合理的な価格決定方式に思いました。しかし、計画経済の国家でない我が国では、事業者である食品産業や外食産業、そして、最終消費者の理解を得られない米価政策は、米離れや、また消費の減退を引き起こし、失策の烙印を押されました。政府はこのことはトラウマになっていないか心配なんですけども、農業の持続には、適正な価格、また農業生産者のコストの適正な転嫁は絶対に必要です。そして、実現してもらわなければ持続可能な農業が見通せなくなり、大きい意味で食料安全保障も怪しくなってしまうと思います。

これまで阿波市では、補助金や交付金、こうした直接支払制度でのいできた感がありますが、農業立市である阿波市は、この問題をどのように受け止め、どのような対策を打

ち出そうとしているのかお聞きします。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 榎原伸議員の一般質問の5問目、阿波市の農業振興についての1点目、農産物の適正な価格形成の対応、価格転嫁には課題も多いが有効的な対策はあるのかについて答弁をさせていただきます。

世界的な気候変動、また不安定な社会情勢により、国際的に食料や生産資材の需給が逼迫した状況となっております。本市の農業分野においても、生産資材の価格高騰高止まりが農業経営に大きな影響を及ぼしている一方、農産物への価格転嫁は進まず、生産基盤の弱体化に拍車をかける危機的な状況が続いております。

こうした中、国は2024年に改正を目指している食料・農業・農村基本法の中で、食料安全保障の確立のために適正な価格形成に向けた仕組みの構築を位置づけるため、既に今年8月にはその実現に向け、適正な価格形成に関する協議会が開催されたところでございます。本協議会では、日本の場合、どのようなやり方がいいのか、特に農産物の場合、需給、品質、市場など様々な要因の影響を受けることから、慎重に協議が重ねられているところでございます。

本市では、農産物の適正な価格転嫁の実現については、今後本市農業を守っていく上で大変重要なものであると認識しており、本年7月には、徳島県農業協同組合中央会、そして、JA徳島農政協議会が開催しました農畜産物の適正な価格転嫁等の実現に向けた決起集会にも参加させていただいております。今後も本市として、生産流通コストの上昇分を適正に販売価格へ反映できる仕組みづくりが早急に具現化できるよう、関係機関との連携を強化してまいります。また、価格転嫁を含む食料安全保障の重要性など、消費者に対する理解醸成についても積極的に取り組んでいかなければならない重要な課題であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 榎原伸君。

○14番（榎原 伸君） 部長からは価格転嫁について、本市農業を守っていく上で、部長の言葉を借りれば、大変重要なものであると認識されているようです。

ウルトラCは聞かせてもらえませんでしたけども、同時に、適正価格への転嫁の難しさ、これを強調されて、消費者への理解、意識の醸成に取り組むと言われておりましたので、言われるとおり、価格転嫁、すなわち必要なコストを共に消費者に負担してもらうこ

となので、まずは阿波市として消費者の理解醸成運動の先頭に立っていただきたいと思  
います。さらに、法整備に向けて進んでいるようですので、生産者が適正な価格交渉に臨め  
るよう、生産コストの可視化の方法、これについても検討していただきたいと思  
います。

そして、2問目です。

農地減少対策についてお聞きしたいと思  
います。

この質問は、7日の笠井安之議員からも耕作放棄地の解消といった質問は出されていま  
したので重なる部分もあろうかと思  
いますが、本日私の質問、最後です  
ので、どうかお付き合いを願  
いたいと思  
います。

国民の食糧を生産する農地の減少が止まりません。国土の約8分の1を占める農地は、  
経済成長に伴って、宅地や、また工場に転用され減少が続き、2020年には438万ヘ  
クタール、ピークだった1961年609万ヘクタールからすると約4割まで減り、地元  
阿波市においても、年は違いますが平成28年、3,710ヘクタール、令和3年  
3,560ヘクタールと150ヘクタールも減少しております。さらに深刻な問題とし  
て、ここ最近では、農畜産物価格の低迷や高齢化、また担い手不足などで、実際に耕作す  
る面積も減少しております。政府の耕地利用率目標は104%ですが、耕地利用率は9  
1%と低迷しております。こうした目標確保が危うい今の現況を、知恵と汗を流し、この  
阿波市の田畑を有効利用してきた先人にはどのように映ってるんでしょうか。食糧生産に  
欠かせない農地をこれ以上減らしては先人たちに怒られますよ。叱られます。農地は食料  
安全保障を支える重要な生産基盤であり、食料と生産と供給が安定してこそ経済が成り立  
ちます。この基幹産業が農業の阿波市においても、このまま農地の減少が続き、地域農業  
のビジョンが描けないようでは、阿波市の持続、また発展は望めません。

阿波市ではこれまで農地集積など数々の施策を実施してきましたが、なお一層の大胆な  
対策を講じるべきと考えます。その農地減少対策についてお聞きします。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 榎原伸議員の一般質問の5問目、阿波市の農業振興につ  
いての再問、歯止めがかからない農地の減少をどのように食い止めるのかについて答弁を  
させていただきます。

本定例会の笠井安之議員の一般質問におきまして答弁をさせていただいており、重なる  
部分もあるかと思  
いますが、阿波市内の耕作放棄地、いわゆる遊休農地等につきまして  
は、農業委員会により農地パトロールを実施しており、遊休農地等の面積は令和4年度が

約 87ヘクタールでありましたが、令和5年度末には22ヘクタール増加し約109ヘクタールとなる見込みでございます。このような状況から鑑みますと、本市の農地の減少は農業従事者の高齢化などを背景に今後も続くことが予想され、本市農業の深刻な課題であると懸念しているところでございます。

こうした中、本市におきましては、遊休農地等を未然に防止するため、多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払制度、また農地中間管理事業などを継続的に進めており、遊休農地の発生の抑制に一定の成果を上げていると認識しております。今後におきましては、本市の基幹産業である農業を次世代の若き農業者へ引き継ぐためにも、来年度からの新たな取組としまして、農地の区画整理や担い手の集積、集約を促進する農地中間管理機構関連農地整備事業の推進、また農地が有効利用されるよう目指すべき将来の農地利用の姿を明確にする地域計画を策定するなど、農地の有効利用の促進に向けしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） ただいま部長からは、多面的機能支払交付金制度の継続などによって、遊休農地の発生や解消に一定の成果が上がっていると言われました。

確かにおっしゃるとおり、日本型直接支払制度が中心になってるのは分かるんですけども、部長、一定の成果が上がっているというのは少し納得できない点があります。部長は答弁の中で、令和4年の遊休農地が約87ヘクタール、そして令和5年、109ヘクタールの見込みですと。22ヘクタール増えております。私もこの質問の前段で、耕地面積150ヘクタールも減少していると言いました。ですから、成果は上がっていないと思います。こうした言葉尻を取り上げるのはやめにしまして、最後のところで言われた農地の有効利用に向けて、地域計画の策定にしっかりと取り組んでまいりますとありましたので、この点について再問します。

人口が減少する中でも農地利用が進むよう、政府もようやく重い腰を上げ、農地政策の見直しを進めるようです。地域を挙げて維持する仕組みを構築しなければということで、この農地利用の将来像を描く地域計画の策定を全市町村に促しております。農地一筆ごとに10年後の耕作者を書き込むものようですが、10年先の農地利用のあるべき姿を明確にする羅針盤だとしたら、阿波市を挙げて、これはもう策定を進めるべきです。この地域計画の進捗状況と今後の見通しについてお聞きします。

○議長（笠井一司君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 檜原伸議員の一般質問の5問目の再々問、2024年度までに策定しなければならない地域計画の進捗状況と今後の見通しについて答弁をさせていただきます。

最初に、地域計画の策定の必要性について申し上げますと、全国的な人口減少や高齢化の進展によりまして、農業者の減少、また担い手不足、そして耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適正に利用されなくなることが懸念される中で、農地の集積、集約化に向けそういった取組を加速化することが喫緊の課題であると考えております。

これを受けまして、昨年5月に国のほうで農業経営基盤強化促進法が改正され、地域農業をどのように維持発展させていくかを地域で話し合い、その目指すべき将来の姿を明確にするための地域計画は法定化されました。

次に、この地域計画は、地域の話合いやアンケート調査を基にしながら、一枚一枚農地を将来誰が耕作するのかを地図化するもので、例えるなら地域農業の未来設計図とも言われております。

議員ご質問の、本市における地域計画策定の進捗状況につきましては、現在は、徳島県の地域計画策定プロジェクト事業において、本市は県内3地区の一つとして、徳島県や公益財団法人徳島県農業開発公社、また徳島大学などにも助言をいただきながら、計画策定に向け鋭意協議を重ねているところでございます。今後の見通しにつきましては、現在、農業委員会におきまして、農地の出し手、受け手の意向を踏まえた、出し手というのは農地を貸したい農家の人、受け手というのは農地の有効利用や農業経営の効率化を進める借りたい担い手ということございまして、今後さらに地域での話し合いを通じて、出し手と受け手の調整を行い、可能な限り進めながら、2024年度中、令和6年度中に策定したいと考えております。地域計画の策定後には、本計画に基づき、地域内の農地をできる限り利用促進し、本市農業が将来にわたって持続的発展ができるようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） 市長から答弁いただきましたので、非常にやりづらいというか、これ以上再問、質問できませんので、まとめさせていただきます。

今の答弁で、進捗状況では、徳島県の地域計画策定プロジェクト事業、このモデル市と



して阿波市は選任されたようで、現在は外部団体の助言のもと、計画策定に向けて協議中で、今後においては農業委員会に農地の出し手、受け手の意向を踏まえた素案づくり、これを依頼しているようです。2024年度中には策定したいとのご答弁をいただきました。

市長、この農業委員、お願いする農業委員は農地の番人であって、農地の賃借であったり、売買、また転用などを審議するのが役割です。そういった素案づくり、引き受けてくれるのでしょうかね。

そこで市長に提案があります。私は、JAの作物部会に協力をお願いしてはどうでしょうか。どこの作物部会も高齢化と担い手不足が共通の課題で、その深刻度を見える化することの必要性を感じてるはずです。個々の農家でなくて、産地としての、部会としての農地を継承し、その先の未来図を描くためにも、阿波市内の作物部会に協力をお願いして、実態に合った地域計画の策定を要望して全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井一司君） これで14番榎原伸君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第 2 議案第73号 令和5年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について

日程第 3 議案第74号 令和5年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第 4 議案第75号 令和5年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第 5 議案第76号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 6 議案第77号 土成健康センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 7 議案第78号 阿波市国民健康保険条例の一部改正について

日程第 8 議案第79号 阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 9 議案第80号 土柱休養村センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第81号 阿波市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定に

ついて

日程第 1 1 議案第 8 2 号 阿波市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 1 2 議案第 8 3 号 阿波市特別会計条例の一部改正について

日程第 1 3 議案第 8 4 号 阿波市農業集落排水施設設置事業分担金徴収条例の廃止について

日程第 1 4 議案第 8 5 号 土成健康センターの指定管理者の指定について

日程第 1 5 議案第 8 6 号 阿波市放課後児童クラブの指定管理者の指定について

日程第 1 6 議案第 8 7 号 土柱休養村センターの指定管理者の指定について

日程第 1 7 議案第 8 8 号 土成地域資源活力工房の指定管理者の指定について

○議長（笠井一司君） 次に、日程第 2、議案第 7 3 号令和 5 年度阿波市一般会計補正予算（第 7 号）についてから日程第 1 7、議案第 8 8 号土成地域資源活力工房の指定管理者の指定についてまでの計 1 6 件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 7 3 号から議案第 8 8 号までについては、会議規則第 3 7 条第 1 項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会におかれましては、第 4 回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

1 3 日午前 1 0 時から総務常任委員会、1 4 日午前 1 0 時から文教厚生常任委員会、1 5 日午前 1 0 時から産業建設常任委員会です。

なお、次回の本会議は、1 2 月 2 2 日午前 1 0 時に再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前 1 1 時 3 7 分 散会